主 文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事 実

控訴代理人は「原判決を取消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、 二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は主文同旨の判 決を求めた。

当事者双方の事実上の主張、証拠の提出援用認否は、

被控訴代理人において、事実関係につき、

控訴人主張の示談契約の成立は否認する。 一大会議の示談契約の成立は否認する。 一大会議の示談契約の成立は否認例文には、控訴自賠法にの事故係が 一大会による便宜のにはないには、 一大会にはないには、 一大会には、 一大会に、 一大会に 一大

立証として、当審証人Bの証言を援用し、乙第五号証の一、第七ないし一五号証の成立、同第五号証の二の末行を除く部分の成立を認め、同号証の末行部分及び同第六号証は不知と述べ、控訴代理人において、事実関係につき

被害者Aは、訴外田中建材有限会社の使用人でなくB個人の使用人である。本件示談は完全に成立し、有効なものであつて、右示談の効力に関する被控訴人の錯誤、条件、公序良俗違反等の無効原因の存在はすべて否認する。それゆえ、被控訴人に労災保険金を支給したとしても、被控訴人は控訴人に対してこれが求償権を収得しない(昭和三八年七月四日最高裁判所判決)。被控訴人は、当初右のような場合には国は求償権を有しないとの解釈の下に労災保険金の支給を留保しながら、後に至り、右に反する見解を採つて保険金を支給したもので、被控訴人自らの誤った措置の結果を控訴人に転嫁すべく牽強附会の説を為しているに外ならないから、被控訴人の主張は理由がない。と述べ、

立証として、乙第五号証の一、二、第六ないし一五号証を提出し、当審証人C、Bの証言を援用したほか

原判決事実摘示と同一であるから、これを引用する。

理由

当裁判所は被控訴人の本訴請求を理由のあるものと認めるものであつて、その理由は、控訴人主張の示談契約の成否、その内容及び効力の点を左記の通り補充、訂正するほか、原判決理由記載と同一であるから、右理由をここに引用する。

一(一) 証人C及びBの証言(各原審、当審)によつて成立を認める乙第一号証と右証言とによれば、昭和三二年四月二五日三重県北牟婁郡 a 町仁愛会南病院において、同所入院中の被害者Aと控訴人の代理人たる取締役Cとの間に、本件事故による治療費その他慰藉料等の一切を自動車損害賠償保険金により支払する旨、及び爾後本件に関しては双方何等の異議要求を申立てない旨の約定を記載した示談書による示談契約(右契約以前に明確な紛争状態はないが、それても双方当事者の主張する主観的、客観的要求を互に譲歩調整する合意として、和解に準ずる合意たる性質を持つもの)が成立したことが認められる。

(二) 被控訴人は、右示談書は例文であること、及び自動車保険金受取の便宜

(三) 次に被控訴人は、右示談は一切の要求をしないという外形上の文言に拘って、 次に被控訴人は、右示談は一切の要求をしないという外形上の文言に有文言に対して、 方式に対して、 方式に対して 方式に対して

(四) 次に進んで被控訴人の錯誤の主張について見るに、本件事故による被害者Aの損害は前掲原判決理由引用通りであつて、本件示談当時Aが右事実を認識すていたとの方円の七倍以上に達したため、若し本件示談当時Aが右事とを認識していたと仮定すれば、恐らく本件示談条項を以て満足し得がかった。とを見易いところではあるけれども、証人Bの証言によると、本件負傷が予想外にであることが判明したのは、事故後一ケ月以上を経た後であつたことが明らいまであることが判明したのは、事故後一ケ月以上を経た後であったのよがのはである。とが判明したのは、事故後一ケ月以上を経た後であったが明らのより、であることが判明したのは、事故後一ケ月以上を経れ、事故のよのよが、であることが判明したのは、事故後一ケ月以上を経れ、事故のよび、が明明によるには、であることが、前期により、が言語といる。といるものは、であるには、であるとは、であるには、といると解すべきである。であるものと解すべきであるのを表示をの間に錯誤の介在余地は、であるには、の言思と表示との間に錯誤の介在余地は表により、が重錯誤の存在は認め難い。従って被控訴人の錯誤の存在は認め難い。従って被控訴人の錯誤の存在は認め難い。従って被控訴人の錯誤の存在は認め難い。従って被控訴人の錯誤の存在は認め難い。

し難い経過をたどることのある将来の損害について、現在その救済、弁償の合意を するについては、その性質上、絶対的確定力を常に認むべきではなく、予期された その通常の経過に反した損害の増加、併発等の異例事態が生じた場合(しかもその 損害が相当困果関係の範囲内にある場合)は、その結果的な錯誤による不利益は被 害者よりもむしろそれに対する根本の原因を与えた加害者に、これを負担せしめる 配慮を加えることを考えなければならない。さもなければ、かような有責な結果を 無視して顧みない絶対的拘束力を求める示談又は和解については、反公序良俗性を 認める要請に迫られるが、一般に早期の賠償契約ないし和解は、それが適切であり さえすればこれを勧奨すべき理由はあつても、否定すべき理由はなく、問題は、将 来の確定し難い権利に対するあえて確定した給付義務につき、常に絶対的拘束力を 認めることの当否に存するのである。

〈要旨〉ところで本件につきこれを見るに、控訴人は本件事故後一〇日を出でない 日に、被害者がその負傷を比較的軽</要旨>微なものと信じている事態において、早 急に示談契約を為し、自動車保険金以外の自己の負担を免れようとした事迹は、前 認定の事情経過に徴して容易に認め得るところであるから、かような全損害の正確に把握し難い状況下における早急の示談において、しかも約定された比較的少額の 賠償金額以外は、将来一切の請求権を放棄する趣旨の約定を結んだ場合には、右契 約自体において、予想外の将来の損害の負担、措置につき格別に明示の特約を為し た場合でない限り、かような約定は、賠償の対象たる損害の状況が、その当時明ら かであり、かつそれが当時の見透しの通りに推移することが暗黙の前提とされたも のであるから、もしその損害につき、その当時当事者の確認しえなかつた著しい増加、変容、その他著しい事態の変化が爾後に生じた場合には、右の契約特に権利放 棄の約定には、かような事由を原因として解消せしめられる趣旨の条件即ち解除条 件が附せられているものと解するを以て、当事者の合理的意思に合致するものと考 える(被控訴人は、停止条件を主張するけれども、これと解除条件とは、法律上の 見解の差に過ぎないから、被控訴人の主張の範囲内に在るものである)

なお本件においては、成立に争のない甲第七号証と証人Bの証言(原審)によれ ば、控訴人は被害者Aの雇主田中建材有限会社の代表者Bに対し、 「事情が事情 は、注訴人は被告するの雇工出午遅初有限会社の代表すらに対し、「事情が事情 故、労災の手続をおとり下さいましても已むを得ぬ事かと存ぜられます故、貴殿手 許にて然る可くお取計ひ下さいます様御依頼申上ます」旨の文書を送つていること が認められ、右文言は、事態によつては、示談文書に明示された権利放棄も無条件 には拘束力を持ち得ないことを承認しているものと解することができ(右認定原表 する証人Cの証言(原審)は措信できない)、前説示の当事者の合理的意思を裏書 きしているものということができる。

そうすると本件において、さきの示談契約は、その成立後において、その対象とされた損害が、当事者の示談当時の算定に反して、前段で認定されたような大巾の増加を示すことがほぼ明瞭になると同時に、右示談契約中の権利放棄の約定は解除 条件の成就により当然失効したものと認められ、その時期は、前掲甲第七号証と証 人B(原審)、同Dの証言を綜合すると、被害者Aは昭和三二年七月二一日一旦退院後、さらに治療を要する状況になつて同年八月二〇日再入院し、

その後再手術を受け昭和三三年六月二三日まで入院加療したが、なおその後機能 障害を残すことになったものであるが、右再入院に先立つ昭和三二年八月中旬頃控 -対して再々損害の填補を要請し、その使用主の代表者たるBにおいても労災 保険金請求の已むなき事情を控訴人に通知し、これに対し控訴人より前段認定の回 答を為していることが認められるので、遅くとも右回答のなされた昭和三二年八月 中旬頃までに、Aの負傷の予期以上の重大性、損害の予想外の増加がほぼ明白にな つていたものと解せられ、この時期を以て本件示談契約中の権利放棄条項は失効し たものと認むべきである。

そうすれば右示談契約の存在を前提とする控訴人の抗弁は、その余の点につき判

断を加えるまでもなく失当として排斥を免れない。 よつて被控訴人の請求を認容した原判決を相当とし、控訴を棄却すべきものと し、訴訟費用につき民事訴訟法第八九条を適用して主文の通り判決する。 岡垣久晃 裁判官 宮川種一郎 裁判官 (裁判長裁判官 奥村正策)